

# \* 夜間救急診療制度のお知らせ \*

## 主旨

平成9年4月1日より千葉市獣医師会では時間外の診療制度を始めました。  
大切なペットたちが、夜間に突然体調を崩してお困りになった事はありませんか？  
そんな時に少しでもお役に立てるよう、ペットたちの為に夜間救急の初期診療を目的として、この制度をスタート致しました。

## 内容

- \* 診療時間は **午後8時～午後11時** です。
- \* 千葉市獣医師会所属の動物病院で当番制により診療にあたります。
- \* この制度は、あくまで応急的な初期診療を目的としていますので、慢性疾患等の診療に関しては、現在かかりつけの動物病院の方へご連絡下さい。
- \* 初診料 **1,800円**(別途消費税)の他に時間外料金 **4,000円**(別途消費税)等が必要です。
- \* 電話相談は有料ですので、後日相談料金を申し受けます。
- \* 診療は原則として12月30日～1月3日・日曜祝日はお休みとなります。  
その他、獣医師会の全体行事等がある時も診療を休む場合があります。
- \* 犬・猫以外(小鳥、うさぎ、ハムスター等のペット)に関しては診療をお断りする場合があります。
- \* 午後11時以降は制度終了後の診療となりますので、深夜料金 **12,000円**(別途消費税)が必要となります。

## システム

- \* まず電話して下さい。番号は → **☎0120-89-5199**
- \* テープにより、当番の動物病院名と電話番号をお知らせします。
- \* テープメッセージの内容をよくご確認の上、必ず受診前に当番の動物病院へ電話をして下さい。(電話無しで直接、動物病院へ行った場合、診療が受けられない場合もあります)
- \* 当番の動物病院と連絡がついたら、必ず診療時間内に治療を受けて下さい。

## 注意

- \* 当番の動物病院への電話は、簡潔かつ手短かにお願い致します。
- \* 夜間ですので、当番の動物病院の近隣にも迷惑のないようお願い致します。

このパンフレットの内容は予告なく変更する事がありますので、ご了承下さい。

千葉市獣医師会